

工場、事業場排水水汚染状況調査

工場排水科

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により、特定の工場および事業場から公共用水域に排出される水については、一律の排水基準が設定されている。本県では、時には必要に応じて法令の規制外のものであってもきびしく排水水の検査、規制、指導を行ってきたが、さらに、51年9月1日より組織改正によって、中央・川越・熊谷の3保健所に公害監視室が新設され、発生源対策等の現地処理体制の強化、充実が図られた。51年度の検査概要（委託と政令市を除く）は次のとおりである。

1 規制対象事業場数

水質汚濁防止法にもとづく県内の届出事業場数および規制対象事業場数は昭和51年3月末日現在Table I のとおりである。

Table I 届出数および規制対象数

	届出数	規制対象数
中央監視室	1,675	543
川越監視室	2,450	569
熊谷監視室	2,351	361
計	6,476	1,473

2 排水検査事業場数

排水検査を行った事業場は561カ所、そのうち検体を持帰ったもの555カ所、分析総数は1,868項目であった。なお検査を行った555カ所のうち基準を超えていたもの170カ所（30.6%）であった。業種別では金属製品製造業、食料品製造業が目立っている。

3 排水基準超過の項目別内訳

Table II のとおりである。

Table II 排水基準超過の項目別内訳

PH	71	六価クロム	8
BOS	55	ミアン	7
SS	38	カドミウム	2
銅	20	鉛	2
総クロム	18	溶解性鉄	2
n-ヘキサン抽出物質	11	溶解性マンガン	1
亜鉛	10	計	245件